

平成22年12月

北海道行政書士会会員各位

業 務 資 料

経営事項審査の審査基準の改正等について
「経営事項審査の事務取扱について」の一部
改正について

北海道行政書士会業務部



国総建第161号
平成22年10月15日

北海道建設部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



経営事項審査の審査基準の改正等について

公共工事を受注しようとする建設業者の経営を事前に評価する経営事項審査制度については、近年の建設投資の減少とそれに伴う競争の激化等を踏まえ、公共工事における適正な企業評価を実施する観点から、従来にも増して企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが重要となっています。

このため、平成22年3月に発表した「入札契約制度の更なる改善」に基づき、中央建設業審議会において、経営事項審査の審査基準の改正について審議を行う（同年7月26日取りまとめ）とともに、虚偽申請防止対策の強化について検討を行ってきました。

今般、これらの審議・検討の結果を踏まえ、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うとともに、虚偽申請防止対策の強化のための運用面の改善を図ることとし、そのために必要な関連省令、事務取扱いに係る通知（別添参照）等の改正が、平成22年10月15日付けで行われました。なお、審査基準の改正については平成23年4月1日から、虚偽申請防止対策の強化については平成23年1月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の主要な内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはその趣旨を十分御理解の上、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められるようお願いいたします。

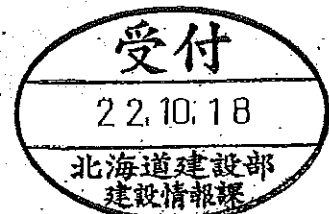
なお、都道府県におかれましては、貴管下市町村等に対しても、周知をお願いします。

記

一 経営事項審査の審査基準の改正

1 技術者に必要な雇用期間の明確化

技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することとした。



また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含めることとした。

2 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完成工事高（X1点）及び元請完成工事高（Z2点）について、平成22年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点である700点となるよう評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保することとした。

この措置により、完成工事高（X1点）は平均点で約12点の上昇、元請完成工事高（Z2点）は平均点で約91点の上昇となる。

3 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、社会性等（W点）の評価で、以下の減点措置を創設することとした。

- 再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律マイナス60点（「営業年数」評価の最高点）の減点
- 再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用することとした。

4 社会性等(W点)の評価項目の追加

① 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル）について、所有台数に応じて加點評価を行うこととした。（一台につき1点、最高15点）

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経営事項審査の有効期間（1年7ヶ月）中の使用期間が定められているリースについても、同様に取り扱うこととした。

② ISOの取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価しているISO9001及びISO14001の取得状況について、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経営事項審査の評価項目に追加することとした。（片方で5点、両方で10点）

二 虚偽申請防止対策の強化

経営事項審査の公正性を確保するため、虚偽申請防止対策の強化について次のとおり運用面の改善を行うこととした。今後は審査行政庁（国及び都道府県）及び経営状況分析機関の確認事務がそれぞれ強化されるとともに、経営状況分析に係る異常値情報が審査行政庁に情報提供されるなど、双方の連携強化が図られる。

1 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

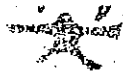
各経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の最新の財務データ等を用いて指標や基準値の見直しを行うこととした。また、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接情報提供する仕組みを創設することとした。

2 審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

各審査行政庁が実施している完成工事高と技術職員数値の相関分析について、最新のデータに基づいて基準値の修正を行うこととした。また、完成工事高が極端に大きい申請に加えて、新たに完成工事高に比べて技術職員数値が極端に高い（技術者の水増しの可能性がある）申請の抽出も開始するなど、運用を強化することとした。

3 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

各審査行政庁において、新たに経営状況分析機関から提供される情報（1後半）も活用して適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、立入等を効果的に行うことを促進することとした。また、経営状況分析部分に係る確認のための調査手順書を改訂することとした。



国 総 建 第 1 6 2 号
平成22年10月15日

北海道 建設部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準等について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

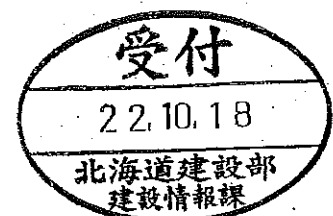
「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）の一部を次のように改正する。

○ 1の2の(1)のイを次のように改める。

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。



○ 1の3の(2)を次のように改める。

(2) 建設業の営業継続の状況について

イ 建設業の営業年数について

① 建設業の営業年数は、法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

② 営業休止（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。

③ 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、1の(1)のチの②若しくは③に掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとする。

○ 1の3に次のように付け加える。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルをいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）又は第14001号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

○ Iの4の(2)のイ中「3の(2)のイ」を「3の(2)のイの①」に改める。

○ 別紙の1（告示の別表第一関係）を次のように改める。

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

告示第一の一の1に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

（告示の別表第一関係）

区分	評点
(1)	2,309
(2)	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$

(29)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 585$
(35)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○ 別紙の3のロ（告示の別表第五関係）を次のように改める。

ロ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数
（告示の別表第五関係）

区分	点数
(1)	2,865
(2)	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$

(18)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○ 別紙の4を次のように改める。

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から8までに掲げる建設業の営業継続の状況（営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無）、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況（監査の受審状況及び公認会計士等数値）、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、告示の別表第六から別表第十四までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～リの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（又の算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～リの点数の合計点数」という。）に応じて、又の算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。その他の審査項目（社会性等）の評点が0に満たない場合は0と見なす。

- 別紙の4のトを次のように改める。

ト その他の審査項目（社会性等）

その他の審査項目（社会性等）の評点＝告示の付録第三による点数並びにイ～リの点数の合計点数×10×190／200

- 別紙の4のトをヌとし、ロからヘをハからトとし、イの次に次のように付け加える。

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数
(告示の別表第七関係)

区 分	(1)	(2)
点 数	0	-60

- 別紙の4のトの次に次のように付け加える。

チ 建設機械の保有状況の点数

(告示の別表第十三関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	15	14	13	12	11	10	9

区 分	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
点 数	8	7	6	5	4	3	2

区 分	(15)	(16)
点 数	1	0

リ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数

(告示の別表第十四関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)
点 数	10	5	5	0

- 別記様式第2号を次のように改める。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

印

以上

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

○ 別記様式に次の 1 号を付け加える。

別記様式 1

（別記様式 1 の表 1 の注 1 の「X」の式で表す。）

（別記様式 1 の表 1 の注 2 の「X」の式で表す。）

（別記様式 1 の表 1 の注 3 の「X」の式で表す。）

別記様式 1

別記様式 1

別記様式 1

別記様式 1

別記様式 1

別記様式 1

別記様式 1

別記様式 1

別記様式 1

建設業法施行規則別記様式第25号の1・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

[illegible]

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○建設業法施行規則の一部を改正する
省令(国土交通五二)

〔告 示〕

○建設業法第二十七条の二十三第三項
の経営事項審査の項目及び基準を定
める件の一部を改正する告示
(国土交通一一七五)

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号
の規定に基づく認定を受けた者の公告
(法務省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人科学技術振興機構入
札、独立行政法人都市再生機構、平
成二十一年事業年度財務諸表(年金積
立金管理運用独立行政法人・独立行
政法人農業環境技術研究所)、特定
計量器型式承認、税理士登録者関係

五

三

〇

九

一

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

六 八

省 令

○国土交通省令第五十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十二において準用する第二十六条の八及び第
二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年十月十五日 国土交通大臣 馬淵 澄夫

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項第二号中「営業年数」を「営業継続の状況」に改め、同項に次の二号を加える。

七 建設機械の保有状況

八 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

第二十一条の六第二号中「次号、第四号及び第二十一条の八第四項において」を「以下」に、「定め
て通知する」を「定める」に、「基準に照らし、真正なものでない疑いがあると認める」を「確認基準
に該当する」に改める。

第二十一条の六第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 経営状況分析申請書等に記載された内容(前号の規定により補正が行われた場合においては、
当該補正後の内容)が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金
額等に関する報告基準に該当する場合においては、国土交通大臣の定めるところにより、別記様
式第二十五号の十四による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

第二十一条の六第五号の次に次の一号を加える。

六 第四号の報告書の提出については、当該報告書が電磁的記録で作成されている場合には、次に
掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

イ 登録経営状況分析機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電
気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機
に伝えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
第二十一条の九第一項中「別記様式第二十五号の十四」を「別記様式第二十五号の十五」に改める。
別記様式第二十五号の十一の別紙三を次のように改める。

告 示

○国土交通省告示第千七百七十五号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十三第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七條の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十二年十月十五日
国土交通大臣 馬場 澄夫

第一の四の二を次のように改める。

2 次に掲げる建設業の営業継続の状況

（一）審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数）をいう。ただし、平成二十三年四月一日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた建設業者は、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けてから営業を行っていた年数をいう。）

（二）審査基準日における民事再生法又は会社更生法の適用の有無（平成二十三年四月一日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けていない建設業者であるかをいう。）

第一の四の六の次に次の二号を加える。

7 審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械相当法施行令（昭和二十九年政令第百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

8 審査基準日における国際標準化機構が定めた規格による登録の有無（国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格に適合しているかをいう（登録期間に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限定されているものは除く。）。）

第二の四の二を次のように改める。

2 次に掲げる建設業の営業継続の状況

（一）第一の四の二の「」に掲げる営業年数については、当該年数が、別表第六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

（二）第一の四の二の「」に掲げる民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、民事再生法又は会社更生法の適用の有無が、別表第七の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

第二の四の六の次に次の二号を加える。

7 第一の四の七に掲げる建設機械の保有状況については、建設機械の所有及びリース台数が、別表第十三の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

8 第一の四の八に掲げる国際標準化機構が定めた規格による登録の有無が、別表第十四の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

別表第七から別表第十一までを一号ずつ繰り下げ、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第二の四の二関係）

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	区分
無	(1)
有	(2)

備考
各区分の該当については、別途通知により定めるところによる。

別表第十二の次に次の二表を加える。

別表第十三（第二の四の七関係）

建設機械の所有及びリース台数	区分
15台以上	(1)
14台	(2)
13台	(3)
12台	(4)
11台	(5)
10台	(6)
9台	(7)
8台	(8)
7台	(9)
6台	(10)
5台	(11)
4台	(12)
3台	(13)
2台	(14)
1台	(15)
0台	(16)

備考

各区分の該当については、別途通知により定めるところによる。

別表第十四（第二の四の八関係）

国際標準化機構が定めた規格による登録状況	区分
第9001号及び第14001号の登録	(1)
第9001号の登録	(2)
第14001号の登録	(3)
無	(4)

備考

各区分の該当については、別途通知により定めるところによる。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

別紙三

(用紙A4)

20004

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況			
雇用保険加入の有無	項番 41	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	42	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	43	3 □	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	44	3 □	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	45	3 □	[1.有、2.無]

建設業の営業継続の状況									
営業年数	46	3 5 □ □ □ (年)							
<table border="1"> <tr> <td>初めて許可(登録)を受けた年月日</td> <td>休業等期間</td> <td>備考(組織変更等)</td> </tr> <tr> <td>昭和 年 月 日</td> <td>年 か月</td> <td></td> </tr> </table>				初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)	昭和 年 月 日	年 か月	
初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)							
昭和 年 月 日	年 か月								
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	47	3 □	[1.有、2.無]						
<table border="1"> <tr> <td>再生手続又は更生手続開始決定日</td> <td>再生計画又は更生計画認可日</td> <td>再生手続又は更生手続最終決定日</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>				再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日							
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日							

防災活動への貢献の状況			
防災協定の締結の有無	48	3 □	[1.有、2.無]

法令遵守の状況			
営業停止処分の有無	49	3 □	[1.有、2.無]
指示処分の有無	50	3 □	[1.有、2.無]

建設業の経理の状況			
監査の受審状況	51	3 □	[1.会計監査人の設置、2.会計参事の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	52	3 5 □ □ □ (人)	
二級登録経理試験合格者の数	53	3 5 □ □ □ (人)	

研究開発の状況							
研究開発費(2期平均)	54	3 5 10 □ □ □ □ □ □ (千円)					
<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の前期対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>□ □ □ □ □ □ (千円)</td> <td>□ □ □ □ □ □ (千円)</td> </tr> </table>				審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期対象事業年度	□ □ □ □ □ □ (千円)	□ □ □ □ □ □ (千円)
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期対象事業年度						
□ □ □ □ □ □ (千円)	□ □ □ □ □ □ (千円)						

建設機械の保有状況			
建設機械の所有及びリース台数	55	3 5 □ □ □ (台)	

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況			
ISO9001の登録の有無	56	3 □	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	57	3 □	[1.有、2.無]

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☐ ☐ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐ ☐ ☐ 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が 1 人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 ☐ ☐ ☐ 「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務所長（健康保険にあつては、健康保険組合を含む。）に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が 4 人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 ☐ ☐ ☐ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 ☐ ☐ ☐ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 6 ☐ ☐ ☐ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 7 ☐ ☐ ☐ 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 8 ☐ ☐ ☐ 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生

手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

- 9 [4][8]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 10 [4][9]「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第 28 条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 11 [5][0]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 [5][1]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 13 [5][2]「公認会計士等の数」及び[5][3]「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 14 [5][4]「研究開発費（2 期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 15 [5][5]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から 1 年 7 月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。
- 16 [5][6]「ISO 9001 の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第 9001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 17 [5][7]「ISO 14001 の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第 14001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2 期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

(用紙A4)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査基準日 許可 平成 年 月 日

電 話 番 号
市 区 町 村 コ ー ド
資 本 金 一 額
完成工事高/売上高 (%)
行 政 庁 記 入 欄

殿

[金額単位：千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			N年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 N年平均	一級	技術職員数 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	010 土 木 一 式										
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建 築 一 式										
	030 大 工 式										
	040 左 官										
	050 とび・上工・コンクリート										
	051 法 国 処 理										
	060 石										
	070 屋 根										
	080 電 気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼 構 造 物										
	111 鋼 構 上 部										
	120 鉄 筋										
	130 ほ 装										
	140 し ゆ ん せ つ										
	150 板 金										
	160 ガ ラ ス										
	170 塗 装										
	180 防 水										
	190 内 装 仕 上										
	200 機 械 器 具 設 置										
	210 熱 絶 縁										
	220 電 気 通 信										
	230 造 園										
	240 さ く 井										
	250 建 具										
	260 水 道 施 設										
	270 消 防 施 設										
	280 清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

自己資本額及び科技額	数値	点数
自己資本額		
利 益 額		
評 点 (X ₂)		

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

(参 考)

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利益剰余金	
		評 点 (Y)	

科 目	決算	科 目	決算
固定資産		自己資本	
流動負債		総資本(当期)	
固定負債		総資本(前期)	
利益剰余金		売上高	

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働関係の状況		
営 業 年 数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数		
建設機械の保有状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格に基づく登録の状況		
評 点 (W)		

科 目	決算	科 目	決算
売上総利益		経常利益	
受取利息配当金		営業キャッシュフロー(当期)	
支払利息		営業キャッシュフロー(前期)	

別記様式第二十五号の十二を次のように改める。

様式第二十五号の十四（第二十一条の六関係）

(用紙A4)

報告基準該當項目報告書

建設業法施行規則第21条の6第4号の規定により、以下のとおり報告します。

平成 年 月 日

別記様式第二十五号の十四を次のように改める。

地方整備局長
北海道開発局長
知事

登録経営状況分析機関名
登録番号

[illegible]

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」、
- 2 「申請者名」の欄は経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記載すること。
- 3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があった日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。
- 4 「該当項目」の欄は、第21条の6第4号の報告基準に該当した勘定科目等を記載すること。
- 5 「確認書類」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した書類を記載すること。
- 6 「確認結果等」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した結果等について、以下を参考に記載すること。
（例1）税務申告書類に添付した決算書と照合した結果、真正。
（例2）有利子負債を期末に返済。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。

別記様式第115号の十四の次に次の様式を加える。
様式第二十五号の十五（第二十一条の九第一項関係）

(用紙A4)

経営状況分析結果報告書
建設業法施行規則第21条の9第1項の規定により、経営状況分析の結果を報告します。

平成 年 月 日

登録経営状況分析機関名
登録番号

国土交通大臣 殿

結果通知日	申請者名	日名
結果通知日	申請者名	日名
結果通知日	申請者名	日名

経営状況	点	数
経営状況	点	数
経営状況	点	数

勘定科目等	審査対象事業年度の度	審査対象事業年度の度	審査対象事業年度の度
勘定科目等	審査対象事業年度の度	審査対象事業年度の度	審査対象事業年度の度
勘定科目等	審査対象事業年度の度	審査対象事業年度の度	審査対象事業年度の度

「勘定科目等」の欄に記載した内容が建設業法施行規則第21条の6第2号の確定基準に該当する場合におけるその内容確認の結果については別紙による。

記載要領

- 「結果通知日」の欄は、申請者に対して経営状況分析の結果を通知した日を記載すること。
- 「申請者名」の欄は、経営状況分析の結果を通知した建設業者の番号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記載すること。
- 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第25号の8の記載要領の別表2の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。
- 「法人又は個人の別」の欄は、別記様式第25号の8の「法人又は個人の別」の欄に応じて「法人」又は「個人」と記載すること。
- 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、経営状況分析に用いた財務諸表に応じて「単独決算」又は「連結決算」と記載すること。
- 「特記事項」の欄は、別記様式第25号の8の記載要領の別表2の各欄のいずれかに該当する場合においては、「合併時経費」等、その旨を記載すること。
- 「経営状況」の欄は、申請者に対して通知した経営状況分析の結果に係る数値を記載すること。
- 「勘定科目等」の欄は、審査対象事業年度、審査対象事業年度の前期並行対象事業年度及び審査対象事業年度の前々審査対象事業年度について、経営状況分析の結果の算出に用いた勘定科目等に係る金額のうち、左欄に掲げる項目に係るものを記載すること。ただし、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「連結決算」と記載した場合は、項目にアスタリスクを表示しているものについてのみ記載すること。

別紙

(用紙A4)

確認基準該当項目報告書

平成 年 月 日

登録経営状況分析機関名

登録番号

[illegible]

記載要領

- 1 「申請者名」の欄は経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記載すること。
- 2 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があった日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。
- 3 「疑義項目」の欄は、第21条の6第2号に定める基準に該当した勘定科目等を記載すること。
- 4 「確認書類」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した書類を記載すること。
- 5 「確認結果等」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した結果等について、以下を参考に記載すること。
（例1）税務申告書類に添付した決算書と照合した結果、真正。
（例2）有利子負債を期末に返済。
- 6 「報告先」の欄は、第21条の6第4号の規定に基づいて国土交通大臣又は都道府県知事に報告を行った場合における地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県庁の名称を記載すること。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。

経営事項審査の審査基準の改正

平成22年10月

経営事項審査の審査基準の改正事項

改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

- ①評価対象とする技術者を「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ
- ②高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

- ① 完工高(X1)の評点テーブルの上方修正
- ② 元請完工高(Z2)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、一定の減点措置を創設

【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

- ①再生期間中、一律－60点(営業年数評価の最高点)の減点
- ②再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

①建設機械の保有状況

➡ 地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価

②ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

➡ 多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。経審に追加することで、受発注者双方の事務の重複・負担を軽減

【今後のスケジュール】

関連省令等の公布：平成22年10月15日

施行：平成23年 4月 1日

改正事項(技術者数評価)

評価対象とする技術者に必要な雇用期間の明確化

改正の理由

- 現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」としているため、審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象とされている
- 技術者の名義借り等の不正を防止するとともに、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者(毎年契約を更新するのが一般的)は評価対象になるよう、必要な雇用期間要件を明確化する

改正の方法

- 評価対象とする技術者は、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者に限定

【6ヶ月超前からの雇用の確認方法】

- ・健康保険加入者:健康保険証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認
- ・雇用保険加入者:雇用保険被保険者資格取得等確認通知証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認
- ・上記の未加入者:給与支給明細書又は出勤簿の写しで、雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認

【常時雇用の確認方法】

直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額の通知書の写しで確認

- 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

【6ヶ月超前からの雇用、常時雇用の確認方法】

上記と同様

【継続雇用制度の確認方法】

継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則)

改正事項(完成工事高、元請完成工事高①)

建設投資の減少を踏まえた完工高(X1点)と元請完工高(Z2点)の評点テーブルの上方修正

改正の理由

- 建設投資の減少によりX1点とZ2点の平均点は減少しており、この傾向は平成22年度はさらに顕著になると予想されている。また、ランクの低下を防ぐために、無理な受注により完工高を確保しなければならないケースがあると指摘されている。
- このため、建設投資の減少に応じてX1点及びZ2点を補正することで、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な競争参加機会・競争環境を確保する。

改正の方法

- ① 平成22年度の建設投資額の見通しに基づき、平成22年度のX1点とZ2点の予想平均点を算出
- ② ①で算出した予想平均点を平成20年改正時に制度設計された平均点である700点にそれぞれ修正
- ③ 修正する際に用いた係数を、X1点とZ2点の評点テーブルの評点に掛け合わせ、評点テーブルを上方修正

(参考)

- ・建設投資額の見通し:42.17兆円(H21年度)⇒約39.32兆円(H22年度)【6.758359%減】
(H22.7 (財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2010年7月)」)
- ・建設投資額の減少幅(6.758359%)を用いてH22年度のX1点とZ2点の予想平均点をシミュレーション
 - ┌ X1点の予想平均点687.56点
 - └ Z2点の予想平均点608.59点
- ・上記の予想平均点が700点程度になるよう、評点テーブルを修正
 - ┌ X1点:評点テーブルに700/687.56を掛け合わせる(改正後の予想平均点は699.49点)
 - └ Z2点:評点テーブルに700/608.59を掛け合わせる(改正後の予想平均点は699.62点)

経営事項審査の審査基準の改正事項

別添1

改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

- ①評価対象とする技術者を「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ
- ②高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

- ① 完工高(X1)の評点テーブルの上方修正
- ② 元請完工高(Z2)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、一定の減点措置を創設

【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

- ①再生期間中、一律－60点(営業年数評価の最高点)の減点
- ②再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

①建設機械の保有状況

⇒ 地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価

②ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

⇒ 多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。経審に追加することで、受発注者双方の事務の重複・負担を軽減

【今後のスケジュール】

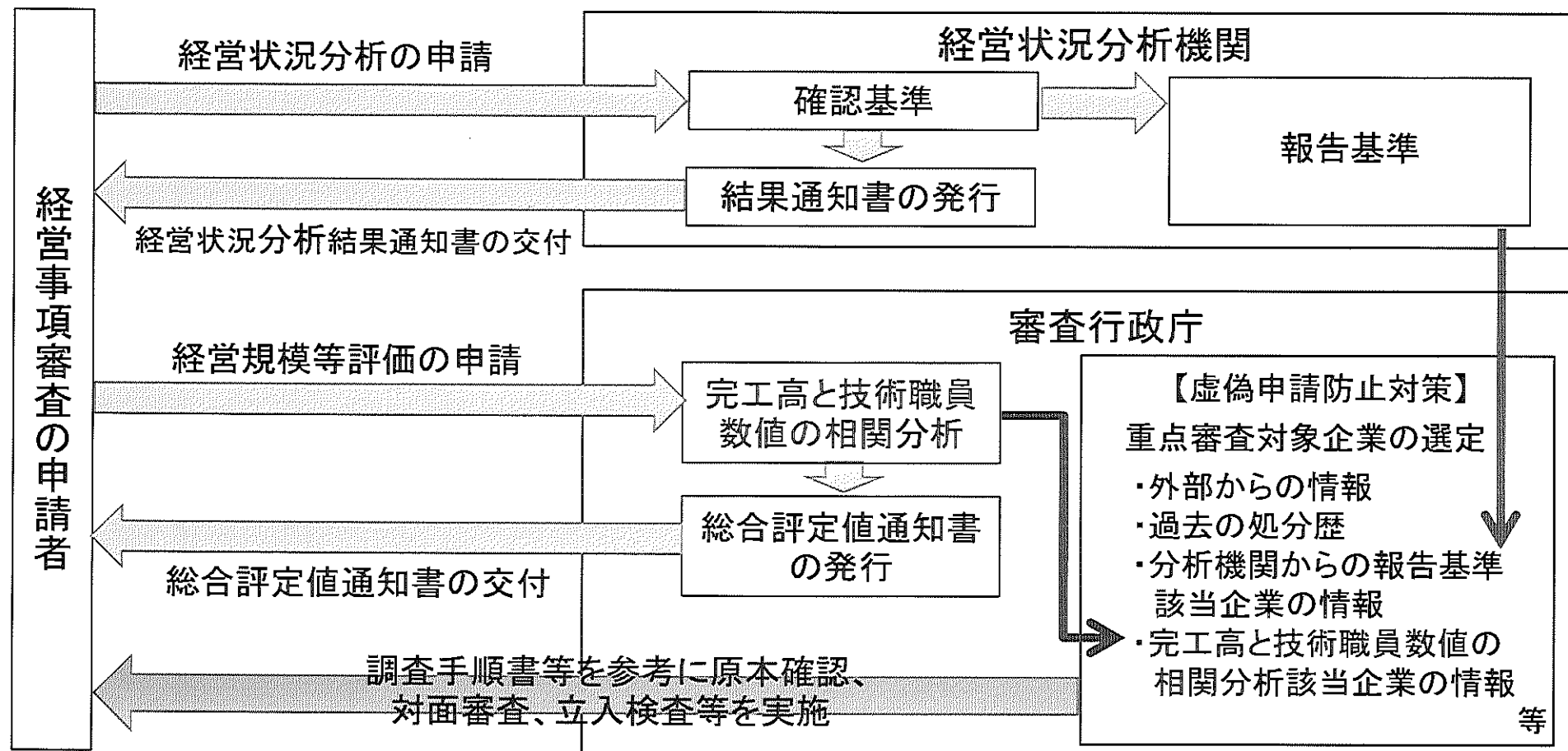
関連省令等の公布：平成22年10月15日

施行：平成23年 1月 1日(虚偽申請防止対策の強化の部分)

平成23年 4月 1日(審査基準の改正の部分)

1. 経営状況分析機関が行う異常値確認のための基準を見直すとともに、一定の基準に該当する申請については直接審査行政庁に情報提供する仕組みを創設
2. 審査行政庁が行う完工高と技術者数値の異常値検出の相関分析を見直し・強化
3. 審査行政庁と経営状況分析機関の連携を強化し、虚偽申請の疑いのある業者に対しては重点審査(証拠書類の追加徴収・原本確認、対面審査、立入等)を実施

【虚偽申請防止対策の強化の概要】



改正事項(社会性等①－1)

地域の下請企業等に多大な負担を強いる再生企業に対する減点

改正の理由

- 再生企業は、債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いるので、社会性等(W点)の評価において一定の減点措置を講じる。

改正の方法

- 今後、再生企業については、社会性等(W点)において以下の方法で減点評価を行う
 - ① 再生(更生)期間中は、建設業者の信頼性等に対する評価の最大値である60点(W点の「営業年数」で評価)をW点から一律に減じて評価
 - ② 再生(更生)期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年からスタート(最大で－60点)
- 対象とする再生企業は、下請企業等の意思に関わらず債権カット等を行いうる法的整理(民事再生法、会社更生法)を行った企業とする。
- 改正後に新たに再生(更正)手続を行う者を対象とする(遡及適用は行わない)
- －60点の減点となる再生(更正)期間中とは手続開始決定日から手続終結決定日までの期間とする

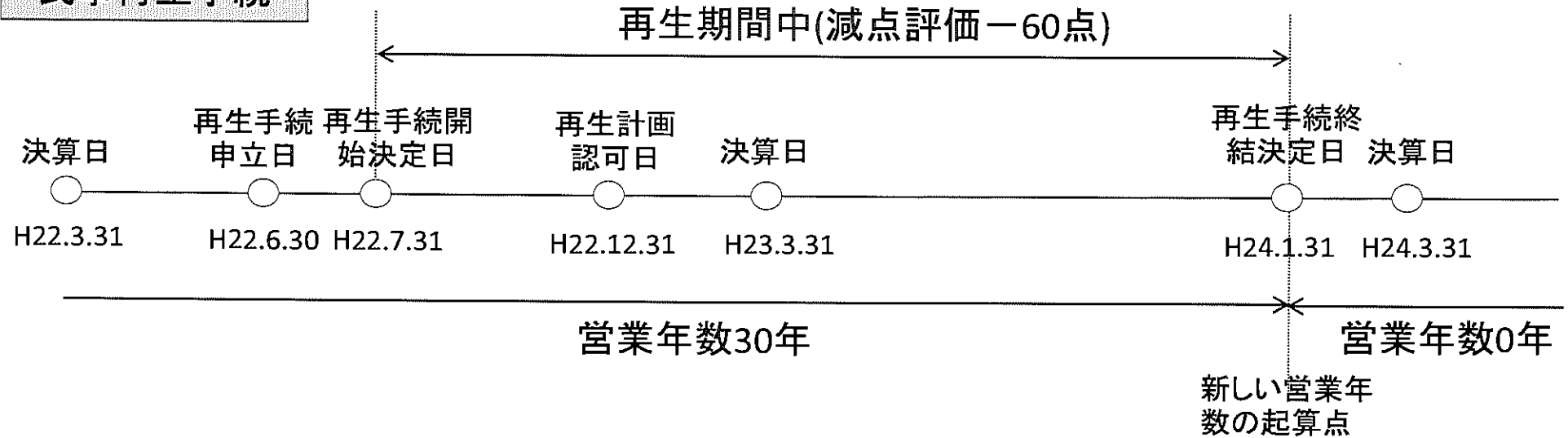
【再生(更正)期間中であることの確認方法】

- ・手続開始決定日については、裁判所から送付される手続開始決定通知書で確認
- ・手続終結決定日については、手続終結決定を受けたことを証する書面(官報公告の写し等)を求めて確認

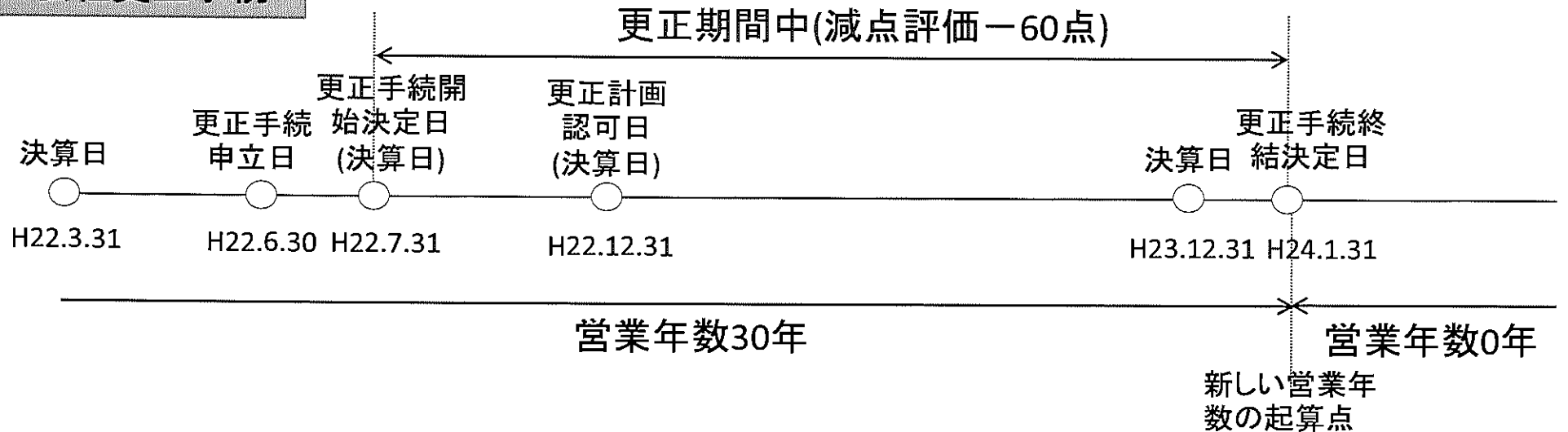
改正事項(社会性等①ー2)

営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図

民事再生手続



会社更生手続



見直し項目案(社会性等②ー1)

建設機械の保有状況を社会性等(W点)の評価項目に追加

改正の理由

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有状況を評価する

改正の方法

- 評価対象とするのは、建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル
- 評価方法は、建設機械1台につき1点を加点(上限は15点)
- 売買契約書の写し等で所有状況を確認
- 審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リース機械も台数に合算できることとする。この場合は、リース契約書の写しを提出させて確認。
- 特定自主検査記録表の写しで、建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
⋮	⋮	⋮
(15)	1台	1
(16)	保有なし	0

見直し項目案(社会性等②-2)

ISOの認証の取得状況を社会性等(W点)の評価項目に追加

改正の理由

- 多くの都道府県等において発注者別評価点で評価されており、経営事項審査に追加することにより、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減に寄与することが可能

改正の方法

- 評価対象とするのは、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)の取得(認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く)
- 審査登録機関の認証を証明する書類の写しを提出させて確認
- 発注者別評価点では約8割の都道府県でISO9000シリーズとISO14000シリーズを同等に評価していることを踏まえ、経審ではISO9001取得で5点、ISO14001取得で5点を加点点評価

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	無	0

見直し項目案(社会性等②-3)

W点のウエイト調整

- ISOの取得状況と建設機械の保有状況をW点評価項目に追加することで、最高で25点の加点となる
- 評価項目の追加により、総合評定値に占めるW点のウエイトが突出しないよう、項目追加後のW点の評点(合計200点)が現在のW点(合計175点)の評点から1割程度(15点)の加点にとどまるよう調整
- 項目追加後のW点の合計点に190/200を掛け合わせて評点の一定圧縮を行い、W点ウエイトが大きくなりすぎないようにする

現在		改正後	
(W1)労働福祉の状況	(45点)	(W1)労働福祉の状況	(45点)
+		+	
(W2)建設業の営業年数	(60点)	(W2)建設業の営業年数	(60点)
+		+	
(W3)防災協定締結の有無	(15点)	(W3)防災協定締結の有無	(15点)
+		+	
(W4)法令遵守の状況	(0点)	(W4)法令遵守の状況	(0点)
+		+	
(W5)建設業の経理の状況	(30点)	(W5)建設業の経理の状況	(30点)
+		+	
(W6)研究開発の状況	(25点)	(W6)研究開発の状況	(25点)
		+	
W評点	(175点)	(W7)ISO取得の状況	(10点)
		+	
		(W8)建設機械の保有状況	(15点)
		合計点	(200点)

× 190/200

W評点
(190点)

※()内の点数は最高点

新たな虚偽申請防止対策の流れ

1. 経営状況分析機関が行う異常値確認のための基準を見直すとともに、一定の基準に該当する申請については直接審査行政庁に情報提供する仕組みを創設
2. 審査行政庁が行う完工高と技術者数値の異常値検出の相関分析を見直し・強化
3. 審査行政庁と経営状況分析機関の連携を強化し、虚偽申請の疑いのある業者に対しては重点審査(証拠書類の追加徴収・原本確認、対面審査、立入等)を実施

→平成23年1月1日以降の申請に係るものから上記の取組を実施

【虚偽申請防止対策の強化の概要】

